

明細書

作成日：令和7年8月1日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒846-0041）佐賀県多久市西多久町大字板屋6157-4
(サガケンタクシニシタクマチオオアザイタヤ6157-4)

名称（フリガナ）：一般社団法人幡船の里
(イッパンシャダンホウジンバンセンノサト)

代表者（管理人）の氏名及び役職：代表理事 蒲原 政信

ウェブサイトのアドレス：<https://nishitaku.wixsite.com/bansen-no-sato>

2 農林水産物等の区分

第1類 農産物類

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：女山大根（オンナヤマダイコン）、Onnayama Daikon

4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲：佐賀県多久市西多久町

5 農林水産物等の特性

「女山大根」は、佐賀県多久市の旧女山村（現多久市西多久町）を中心に江戸時代から栽培されていた在来種の赤首大根で、ポリフェノールの一種であるアントシアニンを含むことから根や葉の一部が美しい赤紫色を呈している。

「女山大根」の品種分類は、桜島大根に代表される南九州大根に属しており、一般に栽培されている青首大根が400g～1.5kg程度であるのに対し、成長すると4～5kg、大きいものは10kgを超えるものもあるが、肉質は緻密であり、大きくなっても「鬆（す）」が入りにくく、青首大根に比べ糖度が高いことから食味も良好である。

また、「女山大根」が持つ特徴的な色合いとやさしい甘さや煮込んでも煮崩れしない肉質は、煮物のほか、汁物や和え物など料理の具材として珍重されている。

6 農林水産物等の生産の方法

（1）品種及び栽培方法

生産者は、生産地内で栽培している「女山大根」の種子を用い、生産地内で栽培する。なお、自然交配によって形質が安定しなくなった場合は、佐賀県農業試験研究センターに保管している原種を用いて種子更新を行うこととする。

（2）出荷規格

ア 収穫時、葉付きの状態で重さが2kg以上ある。

イ 根の概ね半分以上が赤紫色を呈している。

ウ 根形は長円筒形である。

エ 腐敗や空洞がない。

オ 果肉に達する傷や折れがないもの。

なお、アからエの要件を満たし、果肉に達する傷の部分や折れた断面を取り除いたものは、加工用として出荷できる。

(3) 最終製品としての形態

「女山大根」の最終製品としての形態は、野菜（だいこん）である。

7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由

「女山大根」の主な生産地は八幡岳、女山（船山）、徳連岳に囲まれた盆地に位置し、一級河川である牛津川の源流が流れおり水の確保が容易である。さらに、八幡岳の玄武岩の転石が堆積してきた土壌は、水はけが良く、過湿を嫌い、根が非常に深く伸びる大根の生育に適している。

江戸時代から栽培されていた「女山大根」は、当時、この地域を支配していた多久家の領主から佐賀藩主鍋島家への献上品として扱われており、安定した収量を確保する必要があったことから、牛津川の源流でもある西多久町の一帯で栽培されていたことが「女山大根」の名前の由来である。

昭和初期には、ミカン園への転換と一般的な大根品種への移行により消滅の危機にあったが、その後、産地復興の気運が高まり、昭和60年代に佐賀県が研究に取り組み、本来の在来種が持つ特徴的な色合い、甘さ及び緻密な肉質といった形質を再現させた。

8 農林水産物等がその生産地において生産してきた実績

「女山大根」は、250年以上前から栽培されていたとされ、江戸時代の多久地域を記録した文献「丹邱邑誌（たんきゅうゆうし）」（1847年）に登場し、多久出身の儒学者草場佩川（くさばはいせん）は、詩や絵に好んで取り上げている。また、110年前に「女山大根」の品評会を実施していた記録が残っている。

「女山大根」は、大きすぎて市場の規格に合わず、市外に出回ることがなかつたため、自家用としてわずかに栽培されるのみで、自家採種を繰り返していくうちに、ほかの大根と混ざり合い、在来種本来の色や形は次第に失われたこともあり、昭和初期にはミカン等への転換によって一時消滅しかけた。

しかし、ほかでは見られない在来の珍しい大根を地域の特産品として見直す機運が高まり、昭和60年代から佐賀県佐城農業改良普及センターと多良市が一体となり産地復興に取り組み始め、地域にわずかに残っていた種子を、佐賀県の農業試験研究センターに持ち込み、10年近くかけて交配、選抜を繰り返して本来の姿・形を復活させることに成功した。平成7年にオープンした地域農産物直売所の目玉商品として、生産振興を図り、産地復興当時は2～3名の生産者が1tにも満たない生産であったが、令和2年現在は約30名の生産者が約10tを生産している。

平成19年からは、消費者との交流を目的とした「女山大根」まつりを開催するとともに、品評会も復活しさらなる品質の向上に務めることで、地域外の消費者にも徐々にそ

の人気が広がっている。

9 法第13条第1項第4号口該当の有無等

(1) 法第13条第1項第4号口該当の有無

申請農林水産物等の名称は、法第13条第1項第4号口に

■ 該当する

商標権者の氏名又は名称：多久市商工会

登録商標：女山大根

指定商品又は指定役務：第31類 佐賀県多久市の女山周辺で生産された大根

商標登録の登録番号：6256041号

商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日を含む。）：

登録年月日 令和2年6月2日

存続期間の満了年月日 令和12年6月2日

□ 該当しない

(2) 法第13条第2項該当の有無（(1)で「該当する」欄にチェックを付した場合に限る。）

□ 法第13条第2項第1号に該当

【専用使用権】

□ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

□ 専用使用権は設定されていない。

□ 法第13条第2項第2号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

□ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

□ 専用使用権は設定されていない。

■ 法第13条第2項第3号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：令和7年8月1日

【専用使用権】

□ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

■ 専用使用権は設定されていない。

10 連絡先

